

沖縄に係る関税制度上の特例措置  
(特定免税店制度)

令和5年11月7日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局  
内閣府  
経済産業省

## 1. 現行制度の概要

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税制度上の特例措置として、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）において、特定免税店制度が設けられている。この特定免税店制度については、令和6年3月31日に適用期限が到来する。

特定免税店制度とは、沖縄から沖縄以外の本邦の地域へ出域する旅客が、個人的用途に供するため、

- ① 沖振法に規定する旅客ターミナル施設等（注1）において税関長の承認を受けた小売業者から購入した物品
- ② 沖振法に規定する特定販売施設（注2）において税関長の承認を受けた小売業者から購入し、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品
- ③ 沖振法に規定する旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において販売を行う税関長の承認を受けた小売業者からインターネットを利用する方法により購入し、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品

であって、当該旅客により当該出域の際に携帯して輸入されるものにつき、20万円の範囲内で関税を免除するものである（沖振法第26条、暫定法第14条）。

（注1）①那覇空港旅客ターミナルビル、②那覇クルーズターミナル、③那覇港公共国際コンテナターミナル、④宮古空港旅客ターミナルビル及び⑤みやこ下地島空港ターミナルの5施設。

（注2）DFS Tギャラリー沖縄（那覇市おもろまち）の1施設。

## 2. 改正要望の内容

特定免税店制度の適用期限が令和6年3月31日に到来することから、内閣府及び経済産業省は、この適用期限を令和9年3月31日まで3年延長することを要望している。

## 3. 検討

特定免税店制度については、関税法上、外国扱いされていた占領下の沖縄からの土産品に適用されていた携帯品免税の機能を実質的に引き継いでいるものであり、沖縄の歴史的・地理的な特殊事情を考慮し、他の地域にない極めて特別な制度として、平成10年度に創設されたものである。この特定免税店制度について

ては、その創設以降、沖縄の観光振興に一定の効果をもたらしている。

(参考) 内閣府によれば、特定免税店への年間訪問者数は約 68 万人 (令和 4 年度)

沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、沖縄の観光振興に資することを目的として、特定免税店制度の適用期限を 3 年延長することが適切と考えられる。

#### 4. 改正の方向性

沖縄の歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、沖縄の振興に寄与するため、関税制度上の特例措置である特定免税店制度について適用期限を 3 年延長することが適切ではないか。